

接続約款変更届出書

令和6年2月29日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 K D D I 株式会社

代表取締役社長 CEO

たかはし まこと  
高橋 誠

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和6年3月7日
------	----------

接続約款変更届出書

令和6年2月29日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な ほ しまつやまいつちようめ ばん ごう 沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ 沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 すが たかし 菅 隆志

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和6年3月7日
------	----------

## 電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新		旧	
第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。		第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1～61 (略)	(略)	1～61 (略)	(略)
<u>62 eSIMサービス</u>	<u>次のいずれかに該当するもの</u> <u>(1)当社及び特定BWA事業者が一体的に提供する特定接続サービスの提供に際して、当社及び特定BWA事業者が協定事業者(直収パケット接続機能を利用してMVNOサービスを提供する者に限り)を通じて、特定接続契約者が電話番号その他の情報を端末に書き込む、又はau ICカードを差し替えることなく電話番号その他の情報を端末に書き替えるサービス</u> <u>(2)OXY自動接続サービスの提供に際して、当社が協定事業者(OXY自動接続機能を利用してMVNOサービスを提供する者に限り)を通じて、OXY自動接続契約者が電話番号その他の情報を端末に書き込む、又はau ICカードを差し替えることなく電話番号その他の情報を端末に書き替えるサービス</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>63 業務支援システム</u>	(略)	<u>62 業務支援システム</u>	(略)
<u>64 業務支援端末</u>	(略)	<u>63 業務支援端末</u>	(略)

新	旧
<p>第3章 協定の手続き等 第8節 その他の工事等の請求</p> <p>(a u I Cカードの貸与に係る申込み) 第38条の3 接続申込者は、a u I Cカードの貸与に係る請求を当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に申込みことができます。 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p> <p><u>(e S I Mサービスの利用に係る申込み)</u> <u>第38条の4 接続申込者は、e S I Mサービスの利用に係る請求を当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に申込みことができます。</u> <u>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</u></p> <p>(業務支援端末の貸与に関する申込) <u>第38条の5</u> (略)</p> <p>第10章 料金等 第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用</p> <p>(料金等) 第64条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する料金は、料金表第1表(接続料金)に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第2表(工事費)又は第3表(手続費)に規定する工事費又は手続費とします。 4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、<u>a u I Cカードの貸与に係る費用及びe S I Mサービスの利用に係る費用</u>を設定します。</p>	<p>第3章 協定の手続き等 第8節 その他の工事等の請求</p> <p>(a u I Cカードの貸与に係る申込み) 第38条の3 接続申込者は、a u I Cカードの貸与に係る請求を当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に申込みことができます。 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(業務支援端末の貸与に関する申込) <u>第38条の4</u> (略)</p> <p>第10章 料金等 第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用</p> <p>(料金等) 第64条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する料金は、料金表第1表(接続料金)に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第2表(工事費)又は第3表(手続費)に規定する工事費又は手続費とします。 4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びa u I Cカードの貸与に係る費用を設定します。</p>

新	旧
<p>第3節の3 a u I Cカードの貸与に係る費用の支払義務 (略)</p> <p><u>第3節の4 e S I Mサービスの利用に係る費用の支払義務</u></p> <p><u>(e S I Mサービスの利用に係る費用の支払義務)</u></p> <p><u>第68条の4 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)</u>  <u>は、第38条の4(e S I Mサービスの利用に係る申込み)第2項に規定する契約に基づ</u>  <u>き、e S I Mサービスの利用に係る請求を行い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者</u>  <u>がその請求を承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第1の2(e S I Mサービ</u>  <u>スの利用に係る費用の額)に規定するe S I Mサービスの利用に係る費用の支払いを要し</u>  <u>ます。</u></p> <p><u>第3節の5 業務支援システムの利用及び業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務</u></p> <p>(業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)</p> <p><u>第68条の5</u> (略)</p> <p>(業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務)</p> <p><u>第68条の6 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)</u>  <u>は、第38条の5(業務支援端末の貸与に関する申込み)第2項に規定する契約に基づき、</u>  <u>業務支援端末の貸与に係る請求を行い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその請</u>  <u>求を承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第3(業務支援端末の貸与に係る費</u>  <u>用)に規定する業務支援端末の貸与に係る費用の支払いを要します。</u></p> <p>第4節 料金の計算及び支払</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息、  ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、a u I Cカードの貸与に係る費用、<u>e</u>  <u>S I Mサービスの利用に係る費用</u>、業務支援システムの利用に係る費用又は業務支援端末  の貸与に係る費用をいいます。以下同じとします。)について、当社若しくは当社及び特  定BWA事業者が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要  します。</p> <p>2 料金等の請求又は支払方法については、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が協定  事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア  開発契約若しくはその他の工事に係わる契約に規定します。</p>	<p>第3節の3 a u I Cカードの貸与に係る費用の支払義務 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第3節の4 業務支援システムの利用及び業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務</u></p> <p>(業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)</p> <p><u>第68条の4</u> (略)</p> <p>(業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務)</p> <p><u>第68条の5 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)</u>  <u>は、第38条の4(業務支援端末の貸与に関する申込み)第2項に規定する契約に基づき、</u>  <u>業務支援端末の貸与に係る請求を行い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその請</u>  <u>求を承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第3(業務支援端末の貸与に係る費</u>  <u>用)に規定する業務支援端末の貸与に係る費用の支払いを要します。</u></p> <p>第4節 料金の計算及び支払</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息、  ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、a u I Cカードの貸与に係る費用、業  務支援システムの利用に係る費用又は業務支援端末の貸与に係る費用をいいます。以下同  じとします。)について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、  当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 料金等の請求又は支払方法については、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が協定  事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開  発契約若しくはその他の工事に係わる契約に規定します。</p>

新	旧
<p>第15章 雑則</p> <p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第96条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から請求があるときは、第40条の2(移動無線装置に係る確認試験の実施)及び第40条の3(接続申込者の請求による移動無線装置の試験)に規定する移動無線装置との確認試験の実施に関する情報、第38条の2(業務支援システムの利用に関する申込み)に規定する業務支援システムの利用に関する情報、第38条の3(a u I Cカードの貸与に係る申込み)に規定するa u I Cカードの貸与に係る請求に関する情報、<u>第38条の4(e S I Mサービスの利用に係る申込み)に規定するe S I Mサービスの利用に係る請求に関する情報、第38条の5(業務支援端末の貸与に関する申込み)に規定する業務支援端末の貸与に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1から2-6に規定する料金、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金について第75条(接続料金の遡及適用)第2項に基づき変更した後の料金並びに料金表第4表(その他の費用)第1(a u I Cカードの貸与に係る費用の額)に規定する料金について、実績原価に実績利潤を加えたものに対する実績原価の比率並びに実績原価、実績利潤及び実績需要の対前年度比に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金の予測原価、予測正味固定資産価額及び予測需要に係る予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。)</u>に用いた算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)、及び第75条(接続料金の遡及適用)第2項に基づき変更する前の料金の予測原価、予測利潤及び予測需要の当該変更後の実績原価、実績利潤及び実績需要に対するそれぞれの比率に関する情報を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>第65条(網使用料の支払義務)から<u>第68条の6</u>(業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p>	<p>第15章 雑則</p> <p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第96条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から請求があるときは、第40条の2(移動無線装置に係る確認試験の実施)及び第40条の3(接続申込者の請求による移動無線装置の試験)に規定する移動無線装置との確認試験の実施に関する情報、第38条の2(業務支援システムの利用に関する申込み)に規定する業務支援システムの利用に関する情報、第38条の3(a u I Cカードの貸与に係る請求)に規定するa u I Cカードの貸与に係る請求に関する情報、<u>第38条の4(業務支援端末の貸与に関する申込み)に規定する業務支援端末の貸与に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1から2-6に規定する料金、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金について第75条(接続料金の遡及適用)第2項に基づき変更した後の料金並びに料金表第4表(その他の費用)第1(a u I Cカードの貸与に係る費用の額)に規定する料金について、実績原価に実績利潤を加えたものに対する実績原価の比率並びに実績原価、実績利潤及び実績需要の対前年度比に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金の予測原価、予測正味固定資産価額及び予測需要に係る予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。)</u>に用いた算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)、及び第75条(接続料金の遡及適用)第2項に基づき変更する前の料金の予測原価、予測利潤及び予測需要の当該変更後の実績原価、実績利潤及び実績需要に対するそれぞれの比率に関する情報を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>第65条(網使用料の支払義務)から<u>第68条の5</u>(業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p>

新					旧				
第1表 接続料金 第1 網使用料 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 (略) 2 料金額 2-1 LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)					第1表 接続料金 第1 網使用料 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 (略) 2 料金額 2-1 LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>108,378円</u>	月額	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>110,491円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>10,837円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,049円</u>	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>101,257円</u>	月額	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>102,009円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>10,125円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>10,200円</u>	月額
	<u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>118,190円</u>	<u>月額</u>	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>11,819円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新					旧				
2-1の2 LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）					2-1の2 LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額	LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>108,378円</u>	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>110,491円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>10,837円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,049円</u>	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>101,257円</u>	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>102,009円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>10,125円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>10,200円</u>	月額
	<u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>118,190円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>11,819円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>



新					旧				
2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)					2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額	5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	131,067円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	13,106円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>108,378円</u>	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>110,491円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>10,837円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,049円</u>	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>101,257円</u>	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>102,009円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>10,125円</u>	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>10,200円</u>	月額
	<u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>118,190円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>11,819円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新					旧				
2-2 直収パッケージ接続回線管理機能					2-2 直収パッケージ接続回線管理機能				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
直収パッケージ接続回線管理機能	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	74円	月額	直収パッケージ接続回線管理機能	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	74円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	77円	月額		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	77円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>69円</u>	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>76円</u>	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>68円</u>	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>74円</u>	月額
	<u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>68円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新

第4表 その他の費用

第1 au ICカードの貸与に係る費用の額  
(略)

第1の2 eSIMサービスの利用に係る費用の額

区 分	単 位	費用の額	備考
<u>eSIMサービスの利用に係る費用</u>	<u>1プロファイルごとに</u>	<u>86円</u>	<u>LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)、5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)での利用が可能です。発注単位などの条件により変更する場合があります。</u>

旧

第4表 その他の費用

第1 au ICカードの貸与に係る費用の額  
(略)

第1の2 eSIMサービスの利用に係る費用の額  
(新設)

新			旧		
別表1 接続により提供する機能			別表1 接続により提供する機能		
1-1 基本接続機能 (略)			1-1 基本接続機能 (略)		
1-2 個別占有的接続機能			1-2 個別占有的接続機能		
機能の区分	機能の内容	備考	機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
直収パケット接続サービス制御装置連携利用機能	(略)	<u>網改造料の支払を要します。</u> (略)	直収パケット接続サービス制御装置連携利用機能	(略)	MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)及び5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)での利用が可能です。
<u>eSIM利用機能</u>	<u>協定事業者が当社のeSIM管理装置を利用する機能</u>	<u>網改造料の支払を要します。</u> <u>MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。</u> <u>LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)、5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)での利用が可能です。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能	(略)	(略)	文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能	(略)	(略)
<u>附則(令和6年2月28日 K相接S 0037 及びOCT技第23-185号)</u> <u>(実施時期)</u> <u>1 この改正規定は、令和6年3月31日から実施します。</u> <u>2 ただし、この改正規定のうち、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)の規定は、令和6年4月1日から実施します。</u>					